報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり 専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年2月25日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

処 分 書

専決第1号

損害賠償の額の決定について

資機材搬送車の事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分する。

平成25年1月21日

新居浜市長 石 川 勝 行

- 1 損害賠償の額 32万6,000円
- 2 損害賠償の相手方 今治市別宮町一丁目4番地1

今治市

今治市長 菅 良 二

3 事故の概要

平成24年11月1日午後10時頃、山口きらら博記念公園駐車場(山口県山口市阿知須509番地50)において、緊急消防援助隊合同訓練に参加していた資機材搬送車が移動のため後進した際、駐車中の支援車に接触し、車両を損傷させた。